

旧	新
第3編 風水害対策編 第1章 災害予防 第1節 風水害対策の推進 第1 各種事業・計画に基づく対策の実施 □風水害を防止し、又は風水害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、海岸、道路、港湾、空港その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、治水事業、下水道事業、海岸事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、その他の国土保全事業（北海道においては治山事業を含む）、農地防災事業（北海道におけるものに限る）、都市の防災対策事業及び道路・港湾の豪雨等対策事業を地方公共団体等と連携しつつ計画的かつ総合的に推進し、災害に強い国づくり・まちづくりを行うものとする。 第2 河川、海岸、土砂災害防止施設の整備及び災害に対する安全性の確保等 □既存の所管施設の風水害に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき、風水害に強いまちを形成するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に総合的な風水害対策を実施するものとする。 (1) 河川に係る対策 □頻繁する風水害に対する安全性を確保するため、河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、築堤、河道掘削、ダム、遊水地、放水路等の整備を推進するとともに、堤防の質的強化を図るものとする。 □慢性的な内水被害の軽減のため、排水機場の新設や増強を行うとともに、内水状況に応じて運搬設置できる可動式ポンプの整備を推進するものとする。 □大都市において計画を上回る規模の洪水が発生した場合にも、被害の発生を最小限に止め、危機的状況を回避するために、高規格堤防（スーパー堤防）の整備を推進するものとする。 □洪水時等の河川管理施設保全活動及び災害発生時の緊急復旧活動の拠点、市町村等が水防活動を円滑に行うための拠点としての河川防災ステーションの整備を推進するものとする。 □<u>風水害に対し、安全な土地利用への誘導と緊急時における警戒避難等に資するため、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、洪水予報河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域等を示した浸水想定区域図を公表し関係市町村の長に通知するとともに、浸水実績図、洪水氾濫危険区域図等の作成・公表を推進する。さらに、地方公共団体によりこれらの情報及び避難地・避難路等を明示した洪水ハザードマップが作成・公表されるよう、必要な助言及び技術的な支援を行うものとする。</u>	第3編 風水害対策編 第1章 災害予防 第1節 風水害対策の推進 第1 各種事業・計画に基づく対策の実施 □風水害を防止し、又は風水害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、<u>砂防</u>、海岸、道路、港湾、空港その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、治水事業、下水道事業、海岸事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、その他の国土保全事業（北海道においては治山事業を含む）、農地防災事業（北海道におけるものに限る）、都市の防災対策事業及び道路・港湾の豪雨等対策事業を地方公共団体等と連携しつつ計画的かつ総合的に推進し、災害に強い国づくり・まちづくりを行うものとする。 第2 河川、海岸、土砂災害防止施設の整備及び災害に対する安全性の確保等 □既存の所管施設の風水害に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき、風水害に強いまちを形成するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に総合的な風水害対策を実施するものとする。 (1) 河川に係る対策 □頻繁する風水害に対する安全性を確保するため、河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、築堤、河道掘削、ダム、遊水地、放水路等の整備を推進するとともに、堤防の質的強化を図るものとする。 □慢性的な内水被害の軽減のため、排水機場の新設や増強を行うとともに、内水状況に応じて運搬設置できる可動式ポンプの整備を推進するものとする。 □大都市において計画を上回る規模の洪水が発生した場合にも、被害の発生を最小限に止め、危機的状況を回避するために、高規格堤防（スーパー堤防）の整備を推進するものとする。 □洪水時等の河川管理施設保全活動及び災害発生時の緊急復旧活動の拠点、市町村等が水防活動を円滑に行うための拠点としての河川防災ステーションの整備を推進するものとする。 □<u>洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、洪水予報河川または特別警戒水位を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川（以下「水位情報周知河川」という。）において、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。また、洪水予報等の伝達方法や避難場所等を明示した洪水ハザードマップが作成・公表されるよう、必要な助言及び技術的な支援を行うものとする。</u>

□管理中のダム、堰、水門等において、本体・放流施設が老朽化等のため、機能低下するおそれのあるものや機能の維持に支障があるものについて、機能を回復させる施設の改良等を計画的に実施するものとする。

(2) 海岸に係る対策

□高潮被害を軽減するために、地方公共団体により、高潮発生時に想定される浸水等の被害の情報、避難方法・避難場所等の具体的対応行動に関する情報等を明示した高潮ハザードマップが作成・公表されるよう、必要な助言及び技術的な支援を行うものとする。

□高潮、波浪災害を防ぐため、海岸保全施設の整備を推進するとともに、水門、陸閘等の安全かつ確実な操作を行うための自動化、遠隔化操作システム等の整備を推進するものとする。

□高潮災害を防ぐため、水門等の一元的な遠隔制御を行う津波・高潮防災ステーションの整備を推進するものとする。

□海岸保全施設の管理の高度化、効率化のため、施設管理用光ファイバ~~二~~網の整備を推進し、公共施設の被害状況の把握を行う等の活用を図るとともに、波高計等の設置を行う緊急情報基盤整備により海象条件等の把握に努めるものとする。

(3) 土砂災害に係る対策

□土砂災害危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備に加え、警戒避難体制に必要な雨量計、各種センサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

□土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定め、又建築物の移転の勧告等適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

□避難地、避難路、都市間を結ぶ重要交通網、防災拠点、住宅・建築物等の保全等を考慮した総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

□水防法に基づき、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（以下「地下街等」という。）又は主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地が定められるよう、必要に応じて支援するものとする。

□管理中のダム、堰、水門等において、本体・放流施設が老朽化等のため、機能低下するおそれのあるものや機能の維持に支障があるものについて、機能を回復させる施設の改良等を計画的に実施するものとする。

(2) 海岸に係る対策

□高潮被害を軽減するために、地方公共団体により、高潮発生時に想定される浸水等の被害の情報、避難方法・避難場所等の具体的対応行動に関する情報等を明示した高潮ハザードマップが作成・公表されるよう、必要な助言及び技術的な支援を行うものとする。

□高潮、波浪災害を防ぐため、海岸保全施設の整備を推進するとともに、水門、陸閘等の安全かつ確実な操作を行うための自動化、遠隔化操作システム等の整備を推進するものとする。

□高潮災害を防ぐため、水門等の一元的な遠隔制御を行う津波・高潮防災ステーションの整備を推進するものとする。

□海岸保全施設の管理の高度化、効率化のため、施設管理用光ファイバ網の整備を推進し、公共施設の被害状況の把握を行う等の活用を図るとともに、波高計等の設置を行う緊急情報基盤整備により海象条件等の把握に努めるものとする。

□区市町村長が的確に避難勧告・指示ができるよう、高潮予報の精度を向上させきめ細かな情報の提供に努める。さらに、円滑な水防活動及び避難促進に資するよう、水防法における高潮に係る水防警報海岸の指定を一層進める。

(3) 土砂災害に係る対策

□土砂災害危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備に加え、警戒避難体制に必要な雨量計、各種センサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

□土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定め、又建築物の移転の勧告等適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

□避難地、避難路、都市間を結ぶ重要交通網、防災拠点、住宅・建築物等の保全等を考慮した総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

第3編 風水害対策編

□土砂災害危険箇所の住民への周知体制、土砂災害予警報システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、都道府県等に対しては、<u>警戒避難基準雨量等の設定</u>、土砂災害に対する住民の避難に関する予警報の発令及び伝達、避難、その他必要な警戒避難体制の確立に関する必要な<u>指導</u>・助言を行うものとする。 □災害等の恐れのある箇所について、調査・法指定を行い、法に基づく災害予防上必要な措置を講ずるとともに、適正な土地利用が図られるよう、あらかじめ土砂災害危険箇所等についての情報提供を行うものとする。	□土砂災害危険箇所の住民への周知体制、土砂災害予警報システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、都道府県等に対しては、<u>土砂災害警戒情報の提供</u>、土砂災害に対する住民の避難に関する予警報の発令及び伝達、避難、その他必要な警戒避難体制の確立に関する必要な<u>支援</u>・助言を行うものとする。 □災害等の恐れのある箇所について、調査・法指定を行い、法に基づく災害予防上必要な措置を講ずるとともに、適正な土地利用が図られるよう、あらかじめ土砂災害危険箇所等についての情報提供を行うものとする。 <u>□豪雨に伴う大規模崩壊や大規模河道閉塞等の発生時において、被害の拡大防止のため実施されるべき、現地対策本部の迅速な設置、無人化施工等により実施される緊急工事、必要な資機材の調達、避難誘導に必要な情報の開示等を内容とする危機管理計画を、あらかじめ策定するものとする。</u> <u>また、これを迅速、効果的に実施できるよう、日頃から関係公共団体、関係機関等との連携を強化するとともに、実践的な訓練を行うなど危機管理体制の整備に努めるものとする。</u>
(略)	(略)
第5 都市の防災構造化の推進 (1) 都市の防災構造化対策の計画的推進 □都市防災推進事業、都市計画基礎調査等により災害の発生状況等の把握に努めるとともに、災害に強いまちづくりを推進するものとする。 (2) 流域における総合的な治水対策の推進 □水防法に基づき、洪水予報河川が<u>氾濫</u>した場合に浸水が想定される区域等を示した浸水想定区域図を公表し関係市町村の長に通知する<u>とともに</u>、浸水実績図、浸水予想区域図及び土砂災害危険箇所等を公表し、安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備を行うものとする。	第5 都市の防災構造化の推進 (1) 都市の防災構造化対策の計画的推進 □都市防災<u>総合</u>推進事業、都市計画基礎調査等により災害の発生状況等の把握に努めるとともに、災害に強いまちづくりを推進するものとする。 (2) 流域における総合的な治水対策の推進 □水防法に基づき、洪水予報河川<u>または水位情報周知河川</u>が<u>はん</u>濫した場合に浸水が想定される区域等を示した浸水想定区域図を公表し関係市町村の長に通知する<u>ものとする。また</u>、浸水実績図、浸水予想区域図及び土砂災害危険箇所等を公表し、安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備を行うものとする。 <u>□水防法に基づき、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に地下街等又は主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地が定められるよう、必要に応じて支援するものとする。</u>
(略)	(略)

第3編 風水害対策編

(5) 市街地の防災性向上のための緑とオープンスペースの確保等 □「緑の基本計画」に基づいた系統のかつ計画的な都市公園の整備、緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、緑化重点地区総合整備事業による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。 □土砂災害の危険性が高い山麓部の斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携を図りつつ、より総合的かつ一体的な緑とオープンスペースの確保を推進するものとする。 第6 災害発生のおそれのある区域に関する措置 □水防法に基づき、洪水予報河川について洪水のおそれがあると認められるときは、<u>気象庁長官と共同してその状況を</u>水位又は流量を<u>示して</u>関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に<u>通知する</u>ものとする。 □水防法に基づき、洪水予報河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域等を示した浸水想定区域図を公表し関係市町村に通知する<u>とともに</u>、地域住民の防災意識を高め、災害発生時の迅速な避難等に資するため、浸水実績図、浸水予想区域図及び土砂災害危険箇所等を公表するものとする。 □水防法に基づき、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所、その他洪水時の円滑な避難の確保が<u>図られるため</u>の必要な事項が定められるよう、必要な<u>助言及び情報提供を行う</u>ものとする。 □浸水想定区域内に<u>地下街</u>その他不特定多数の者が利用する<u>地下に設けられた施設がある場合には</u>、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため洪水予報の伝達方法が定められるよう、必要な<u>支援を行う</u>ものとする。 (略)	(5) 市街地の防災性向上のための緑とオープンスペースの確保等 □「緑の基本計画」に基づいた系統のかつ計画的な都市公園の整備、<u>特別</u>緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、緑化重点地区総合整備事業による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。 □土砂災害の危険性が高い山麓部の斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携を図りつつ、より総合的かつ一体的な緑とオープンスペースの確保を推進するものとする。 第6 災害発生のおそれのある区域に関する措置 □水防法に基づき洪水予報を<u>実施する河川として指定した</u>河川について、<u>気象庁長官と共同して</u>洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、<u>はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を</u>関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に<u>周知させる</u>ものとする。 □水防法に基づき、洪水予報河川<u>または水位情報周知河川</u>がはん濫した場合に浸水が想定される区域等を示した浸水想定区域図を公表し関係市町村に通知する<u>ものとする。また</u>、地域住民の防災意識を高め、災害発生時の迅速な避難等に資するため、浸水実績図、浸水予想区域図及び土砂災害危険箇所等を公表するものとする。 □水防法に基づき、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項<u>並びに浸水想定区域内に地下街等又は主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地が</u>定められるよう、必要に<u>応じて支援する</u>ものとする。 □浸水想定区域内の地下街等及び主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについて、洪水予報等の伝達方法が<u>市町村地域防災計画に</u>定められるよう、必要に<u>応じて支援する</u>ものとする。 □市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた浸水想定区域内の地下街等の所有者または管理者が、単独でまたは共同して、避難確保計画を作成する際に、必要に<u>応じて助言及び情報提供を行うものとする。</u> (略)
第8 宅地造成に伴う防災措置 □宅地造成に伴う災害を防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、宅地造成等規制法に基づく宅造許可制度等の適正な運用を図り、調節(整)池、雨水貯留・浸透施設等の設置による洪水流出量の抑制、擁壁の設置、地盤の改良等、安全で質の高い宅地供給に必要な措置について、指導を促進するものとする。 □既存宅地の風水害に対する安全性を向上させるため、あらかじめ点検要領等を	第8 宅地造成に伴う防災措置 □宅地造成に伴う災害を防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、宅地造成等規制法に基づく宅造許可制度等の適正な運用を図り、調節(整)池、雨水貯留・浸透施設等の設置による洪水流出量の抑制、擁壁の設置、地盤の改良等、安全で質の高い宅地供給に必要な措置について、指導を促進するものとする。 □既存宅地の風水害に対する安全性を向上させるため、あらかじめ点検要領等を

第3編 風水害対策編

整理するとともに、これに基づく点検の実施等、必要な措置について指導を促進するものとする。	整理するとともに、これに基づく点検の実施等、必要な措置について指導を促進するものとする。<u>また、崖崩れ等による災害で相当数の居住者等に危害を生じるものの発生のおそれが大きい一団の造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための措置を講ずることを促進するものとする。</u>
(略)	(略)
第10 港湾施設の整備 □災害発生時に住民避難や被災地の復旧・復興の支援拠点となる臨海部防災拠点(防災拠点・避難緑地)の整備を推進する。 <u>□被災地近傍に曳航し輸送拠点となる浮体式防災基地の整備を図るとともに、災害時における円滑かつ適切な防災活動が実施されるよう、災害時の手続の簡素化等に配慮しつつ、あらかじめ関係機関において浮体式防災基地の運用に關しての協定等を整えておくものとする。</u> □港湾施設が被災した場合に、その使用の可否等の判断や復旧活動に資する危機管理情報システム(残存耐力判定システム、復旧工事支援システム等)を整備し、被災後の輸送・荷役活動の安全確保や復旧工事等の迅速な実施を図るものとする。	第10 港湾施設の整備 □災害発生時に住民避難や被災地の復旧・復興の支援拠点となる臨海部防災拠点(防災拠点・避難緑地)の整備を推進する。 □港湾施設が被災した場合に、その使用の可否等の判断や復旧活動に資する危機管理情報システム(残存耐力判定システム、復旧工事支援システム等)を整備し、被災後の輸送・荷役活動の安全確保や復旧工事等の迅速な実施を図るものとする。
(略)	(略)
第13 防災拠点の確保・整備 □洪水時等の河川管理施設保全活動及び災害発生時の緊急復旧活動の拠点、市町村等が水防活動を円滑に行うための拠点としての河川防災ステーションの整備、海岸・港湾の防災拠点、自動車駐車場、交通広場等の整備を推進するものとする。 □災害発生時の復旧・復興本部、救援・救助部隊、電気・水道・ガス等のライフラインの復旧部隊等の支援拠点や、復旧のための資機材・生活物資の中継基地等、広域防災拠点としての機能を有する都市公園等の整備を推進するものとする。 □広域避難地、一次避難地、避難路、広域防災拠点となる都市公園等については、防災公園としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備を推進するものとする。なお、これらの施設の設置に際しては、配置、内容、管理方法等について関係機関と十分な連携を図るものとする。	第13 防災拠点の確保・整備 □洪水時等の河川管理施設保全活動及び災害発生時の緊急復旧活動の拠点、市町村等が水防活動を円滑に行うための拠点としての河川防災ステーションの整備、海岸・港湾の防災拠点、自動車駐車場、交通広場等の整備を推進するものとする。 □災害発生時の復旧・復興本部、救援・救助部隊、電気・水道・ガス等のライフラインの復旧部隊等の支援拠点や、復旧のための資機材・生活物資の中継基地等、<u>広域防災拠点・地域防災拠点</u>としての機能を有する都市公園等の整備を推進するものとする。 □広域避難地、一次避難地、避難路、<u>広域防災拠点・地域防災拠点</u>となる都市公園等については、防災公園としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備、<u>耐震化</u>を推進するものとする。なお、これらの施設の設置に際しては、配置、内容、管理方法等について関係機関と十分な連携を図るものとする。
(略)	(略)
第15 災害時要援護者対策の推進 □老人ホーム、病院等の施設を土砂災害等から保全する砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を重点的に推進するとともに、災害時要援護者に配慮した判りやすく迅速な災害関係の情報伝達など警戒避難体制の整備・強化を図るものとする。 □避難地、避難路となる道路、都市公園等においては、段差を解消するなど、バリアフリー化を推進するものとする。	第15 災害時要援護者対策の推進 □老人ホーム、病院等の施設を土砂災害等から保全する砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を重点的に推進するとともに、災害時要援護者に配慮した判りやすく迅速な災害関係の情報伝達など警戒避難体制の整備・強化を図るものとする。 □避難地、避難路となる道路、都市公園等においては、段差を解消するなど、バリアフリー化を推進するものとする。

第3編 風水害対策編

□高齢者等に経済的・身体的に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策を推進するものとする。	□高齢者等に経済的・身体的に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策を推進するものとする。 <u>□浸水想定区域内の主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについて、洪水予報等の伝達方法が市町村地域防災計画に定められるよう、必要に応じて支援するものとする。</u>
(略)	(略)
第18 防災に関する広報・情報提供等 □災害発生時において適切な判断及び行動に資するため、水防警報や洪水予報の災害に関する情報を発表し、地方公共団体及び一般住民に伝達するための体制及び施設、設備の整備を図る。報道機関や通信会社と協力し、所管の交通施設等の被害状況や利用可能な程度、公共交通機関の災害に関する情報、鉄道・飛行機等の運行(航)状況、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者による被災者等への支援対策の実施状況等に関する情報を被災者を含む一般国民に提供するための体制の強化を図る。また、発災時等に被災者等からこれらの情報についての問い合わせがあった場合に的確な対応ができるような体制の整備に努める。 □一般住民等への河川情報の提供は、指定公共機関であるNHK等マスコミを通じ行うとともに、インターネット、携帯端末、情報表示板等多様な手段を活用し、迅速な情報提供に努めることとする。また、国、都道府県等が協力して、国民に対する一元的な情報提供を行うよう努めるものとする。 □道路施設の被災防止に資するため、道路施設に係る災害情報システムを整備し、道路情報の提供に努めるものとする。 □水害、土砂災害を防止するため、住民への危険箇所の周知や洪水予報等の情報伝達が適切になされるとともに、浸水想定区域の指定・公表に対応した地域防災計画の見直しが適切に実施されるよう、必要に応じ地方公共団体に対して指導・助言を行うものとする。	第18 防災に関する広報・情報提供等 □災害発生時において適切な判断及び行動に資するため、水防警報、洪水予報、<u>特別警戒水位への到達情報等</u>の災害に関する情報を発表し、地方公共団体及び一般住民に伝達するための体制及び施設、設備の整備を図る。報道機関や通信会社と協力し、所管の交通施設等の被害状況や利用可能な程度、公共交通機関の災害に関する情報、鉄道・飛行機等の運行(航)状況、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者による被災者等への支援対策の実施状況等に関する情報を被災者を含む一般国民に提供するための体制の強化を図る。また、発災時等に被災者等からこれらの情報についての問い合わせがあった場合に的確な対応ができるような体制の整備に努める。 □一般住民等への河川情報の提供は、指定公共機関であるNHK等マスコミを通じ行うとともに、インターネット、携帯端末、情報表示板等多様な手段を活用し、迅速な情報提供に努めることとする。また、国、都道府県等が協力して、国民に対する一元的な情報提供を行うよう努めるものとする。 □道路施設の被災防止に資するため、道路施設に係る災害情報システムを整備し、道路情報の提供に努めるものとする。 □水害、土砂災害を防止するため、住民への危険箇所の周知や洪水予報等の情報伝達が適切になされるとともに、浸水想定区域の指定・公表に対応した地域防災計画の見直しが適切に実施されるよう、必要に応じ地方公共団体に対して指導・助言を行うものとする。 <u>□適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、土砂災害の特性を考慮した土砂災害に関するハザードマップの整備を推進するものとする。</u>
(略)	(略)

第3編 風水害対策編

第2節 危機管理体制の整備

第1 情報の収集・連絡体制の整備

- 発災時等に災害応急対策の実施に関し必要な情報の連絡を迅速かつ確実にを行うことができるよう、省内（本省、地方支分部局等の内部、本省と地方支分部局等の間、地方支分部局等相互間。以下、この節において同じ。）及び関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者との間で情報伝達ルートの確立を図る。
- 災害発生時の情報の収集、連絡、分析体制を、夜間、休日の場合も含めて対応できるよう、役割分担を明確にしてあらかじめ整備しておくとともに、その周知を徹底するものとする。
- 大規模災害発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、勤務先に参集することが必要な職員をあらかじめ指名しておくなど、体制を整備しておくものとする。
- 道路情報モニター制度等の活用を図り、住民、道路利用者からの情報収集体制を強化するものとする。
- 災害発生時における迅速、確実、効果的な災害対応を確保するため、地方支分部局は、初動体制に関するマニュアルを整備するなど適切な対応を行うものとする。
- 非常参集者の宿舎は、交通機関が途絶することを考慮し、勤務先の近傍に確保するよう努めるものとする。
- 非常参集者の宿舎には、移動無線電話装置の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、強化するよう努めるものとする。
- 防災ドクター制度の充実を図り、専門家による分析体制の強化を図るものとする。
- 災害による停電等に対応するため、専用マイクロー回線施設には非常用発電設備を設置するとともに、重要拠点は7日間、他の施設については原則として3日間運転できるよう、燃料の確保、補給、運搬体制の整備を行うものとする。
- 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため、防災情報の形式を標準化するとともに、情報の収集・伝達システムのIT化に努めるものとする。

第2 通信手段等の整備

- 災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。また、各情報通信施設についての停電対策を講じておくものとする。
- ・ 夜間、休日、出勤途上においても、的確に対応できる体制を整備するため、省内関係者への移動通信機器の貸与等の措置を講じる。
- ・ 災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、専用マイクロー回線の複数ルート化、デジタル化、移動無線電話システムの通信エリアの拡大、衛星通信システムの整備、ヘリコプター画像伝送システムの整備等総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。

第2節 危機管理体制の整備

第1 情報の収集・連絡体制の整備

- 発災時等に災害応急対策の実施に関し必要な情報の連絡を迅速かつ確実にを行うことができるよう、省内（本省、地方支分部局等の内部、本省と地方支分部局等の間、地方支分部局等相互間。以下、この節において同じ。）及び関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者との間で情報伝達ルートの確立を図る。
- 災害発生時の情報の収集、連絡、分析体制を、夜間、休日の場合も含めて対応できるよう、役割分担を明確にしてあらかじめ整備しておくとともに、その周知を徹底するものとする。
- 大規模災害発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、勤務先に参集することが必要な職員をあらかじめ指名しておくなど、体制を整備しておくものとする。
- 道路情報モニター制度等の活用を図り、住民、道路利用者からの情報収集体制を強化するものとする。
- 災害発生時における迅速、確実、効果的な災害対応を確保するため、地方支分部局は、初動体制に関するマニュアルを整備するなど適切な対応を行うものとする。
- 非常参集者の宿舎は、交通機関が途絶することを考慮し、勤務先の近傍に確保するよう努めるものとする。
- 非常参集者の宿舎には、移動無線電話装置の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、強化するよう努めるものとする。
- 防災ドクター制度の充実を図り、専門家による分析体制の強化を図るものとする。
- 災害による停電等に対応するため、専用通信施設には非常用発電設備を設置するとともに、重要拠点は7日間、他の施設については原則として3日間運転できるよう、燃料の確保、補給、運搬体制の整備を行うものとする。
- 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため、防災情報の形式を標準化するとともに、情報の収集・伝達システムのIT化に努めるものとする。

第2 通信手段等の整備

- 災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。また、各情報通信施設についての停電対策を講じておくものとする。
- ・ 夜間、休日、出勤途上においても、的確に対応できる体制を整備するため、省内関係者への移動通信機器の貸与等の措置を講じる。
- ・ 災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、専用通信施設、移動無線電話システム、衛星通信システム及びヘリコプター画像伝送システムの整備等総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。

第3編 風水害対策編

・災害による通信回線の途絶や災害現地との通信回線の設営等に対応するため、移動無線電話装置、衛星通信車、移動多重無線装置等の通信機材の整備を計画的に推進するものとする。

・地方整備局等は、災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策用ヘリコプター、パトロールカー、監督測量船及び災害対策車等の情報収集・連絡用の機材等について必要な整備を推進するものとする。特に、災害対策用ヘリコプターについては、ヘリコプター活用に関するマニュアルを整備の上、災害発生時に迅速な活用を図るものとする。また、災害対策用ヘリコプター、災害対策車等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に非常本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。

・災害現地の情報収集を行うため、雨量計、水位計、監視用テレビカメラ、非常通報装置等の機器、デジタルカメラを利用した写真電送システムを計画的に整備するものとする。

・関係機関と連携を図り、一般被害情報、公共施設被災情報等、総合的な防災情報を収集、共有するシステムの整備を図るものとする。

・洪水、高潮、土砂災害、波浪、津波等の各種観測データ・情報を総合的に取組み、観測周期の短縮化、ビジュアルデータの表示等により、適切で迅速な情報収集、処理、配信する総合河川情報システムの整備を図るものとする。

・道路利用者への適切な情報提供を行うため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。

・土砂災害に関する警戒避難の速やかな実施に資するよう、観測機器の設置等土砂災害予警報システムの整備及び災害時だけではなく平常時から土砂災害関連情報を住民と行政機関が相互に通報するシステムの整備を推進するものとする。

・河川、海岸、砂防、道路、港湾、下水道の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ二網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。また、GISについても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。なお、この光ファイバ二等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体が利用できるようにするものとする。

・NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくなど災害発生時において有効に活用できる体制を確立しておくものとする。

・非常本部等による円滑な防災活動を行うため、防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等を備えた国土交通省防災センターの整備を推進するものとする。

(略)

第3節 災害、防災に関する研究、観測等の推進

□洪水、高潮、土石流、がけ崩れ、地すべり、暴風等といった風水害、土砂災害等の自然災害に関する過去のデータならびに発災時のデータを集積し、これらの災害

・災害による通信回線の途絶や災害現地との通信回線の設営等に対応するため、移動無線電話装置、衛星通信車等の通信機材の整備を計画的に推進するものとする。

・地方整備局等は、災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策用ヘリコプター、パトロールカー、監督測量船及び災害対策車等の情報収集・連絡用の機材等について必要な整備を推進するものとする。特に、災害対策用ヘリコプターについては、ヘリコプター活用に関するマニュアルを整備の上、災害発生時に迅速な活用を図るものとする。また、災害対策用ヘリコプター、災害対策車等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に非常本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。

・災害現地の情報収集を行うため、雨量計、水位計、監視用テレビカメラ等を利用した映像伝送システム、非常通報装置等の機器を計画的に整備するものとする。

・関係機関と連携を図り、一般被害情報、公共施設被災情報等、総合的な防災情報を収集、共有するシステムの整備を図るものとする。

・洪水、高潮、土砂災害、波浪、津波等の各種観測データ・情報を総合的に取組み、観測周期の短縮化、ビジュアルデータの表示等により、適切で迅速な情報収集、処理、配信する総合河川情報システムの整備を図るものとする。

・道路利用者への適切な情報提供を行うため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。

・土砂災害に関する警戒避難の速やかな実施に資するよう、観測機器の設置等土砂災害予警報システムの整備及び災害時だけではなく平常時から土砂災害関連情報を住民と行政機関が相互に通報するシステムの整備を推進するものとする。

・河川、海岸、砂防、道路、港湾、下水道の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。また、GISについても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体が利用できるようにするものとする。

・NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくなど災害発生時において有効に活用できる体制を確立しておくものとする。

・防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等のバックアップを検討する。

(略)

第3節 災害、防災に関する研究、観測等の推進

□洪水、高潮、土石流、がけ崩れ、地すべり、暴風等といった風水害、土砂災害等の自然災害に関する過去のデータならびに発災時のデータを集積し、これらの災害

第3編 風水害対策編

に関する安全性の確保及び災害による被害の発生防止または軽減を図るという観点から、幅広く研究を行うとともに、研究により得られた成果を速やかに防災の施策に反映させるよう努めるものとする。また、風水害、土砂災害等の自然災害を防ぐために水文データ等の観測機器の整備及びデータの蓄積等を、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者のほか、独立行政法人、大学、民間研究機関、海外研究機関とも協力して、推進するものとする。 ・堤防の強度分析手法、堤防破壊の事例分析と破壊機構推定、樹林帯による破堤災害の軽減、地震・越水・浸透水・表面侵食に対する堤防強化技術に関する研究及び技術開発 ・洪水予測技術、外水・内水による浸水の予測シミュレータ及びこれによるリアルタイムでの浸水予測技術、災害情報収集・伝達システムに関する研究及び技術開発 ・土石流、地すべり、がけ崩れ等の発生機構、観測機器、危険箇所の把握技術、調査診断技術、発生予測技術、警戒避難の支援及び環境と調和した効果的、合理的な対策工法の開発に関する研究、及びのり面の不安定度に関する調査診断技術の開発 ・ITSを活用した緊急車両の運行支援等に関する技術開発 ・災害対策用機械について即時的、広域的かつ一元的な管理等、効果的な運用技術の開発 ・洪水時における堤防等河川構造物の漏水、変形等を瞬時に自動計測する光ファイバセンサーの計測技術、施工技術の検討、計測データの解析と管理技術等についての研究	に関する安全性の確保及び災害による被害の発生防止または軽減を図るという観点から、幅広く研究を行うとともに、研究により得られた成果を速やかに防災の施策に反映させるよう努めるものとする。また、風水害、土砂災害等の自然災害を防ぐために水文データ等の観測機器の整備及びデータの蓄積等を、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者のほか、独立行政法人、大学、民間研究機関、海外研究機関とも協力して、推進するものとする。 ・堤防の強度分析手法、堤防破壊の事例分析と破壊機構推定、樹林帯による破堤災害の軽減、地震・越水・浸透水・表面侵食に対する堤防強化技術に関する研究及び技術開発 ・洪水予測技術、外水・内水による浸水の予測シミュレータ及びこれによるリアルタイムでの浸水予測技術、災害情報収集・伝達システムに関する研究及び技術開発 ・土石流、地すべり、がけ崩れ等の発生機構、観測機器、危険箇所の把握技術、調査診断技術、発生予測技術、<u>前兆現象</u>、警戒避難の支援、環境と調和した効果的、合理的な対策工法の開発に関する研究、<u>及び</u>のり面の不安定度に関する調査診断技術の開発 ・ITSを活用した緊急車両の運行支援等に関する技術開発 ・災害対策用機械について即時的、広域的かつ一元的な管理等、効果的な運用技術の開発 ・洪水時における堤防等河川構造物の漏水、変形等を瞬時に自動計測する光ファイバセンサーの計測技術、施工技術の検討、計測データの解析と管理技術等についての研究
第4節 防災教育等の実施	第4節 防災教育等の実施
第2 防災知識の普及	第2 防災知識の普及
□防災知識の普及に当たっては、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力するとともに、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット、国土交通省関係機関誌等の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等に努めるものとする。 □水防月間、総合治水推進週間、がけ崩れ防災週間、土砂災害防止月間、河川愛護月間、道路ふれあい月間、道路防災週間、防災週間、建築物防災週間、防災とボランティア週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及啓発に努めるものとする。 □浸水被害、土砂災害等の危険箇所や避難地・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等の作成、住民への配布等を推進するとともに、市町村の防災計画等にも位置付け	<u>□NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合せて行う。</u> □防災知識の普及に当たっては、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力するとともに、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット、国土交通省関係機関誌等の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等に努めるものとする。 □水防月間、総合治水推進週間、がけ崩れ防災週間、土砂災害防止月間、<u>雪崩防止週間</u>、河川愛護月間、道路ふれあい月間、道路防災週間、防災週間、建築物防災週間、防災とボランティア週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及啓発に努めるものとする。 □浸水被害、土砂災害等の危険箇所や避難地・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等の作成、住民への配布等を推進するとともに、市町村の防災計画等にも位置付け

第3編 風水害対策編

るよう働きかけるものとする。

□防災に関する講演会、シンポジウム等の開催やキャンペーン運動を適宜実施するとともに、関係団体等との共催等についても参画するものとする。

□地域の実情に応じて、災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。

□防災知識の普及を図る際には、高齢者、障害者、外国人、児童等災害時要援護者に十分配慮するよう努めるものとする。

第3 人材の育成

□被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、砂防ボランティア、斜面判定士、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団員等の人材の育成及び活用を図るとともに公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

□ダム、堰、水門等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の育成を行うものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 災害発生直前の対策

第1 風水害に関する警報等の伝達

□気象庁と連携し、被害を及ぼす可能性のある洪水、土砂災害危険箇所等の状況を把握し、災害の発生を予想した場合、地方公共団体、関係機関、報道機関等を通じて住民に対し速やかに情報を伝達するものとする。その際、災害時要援護者にも配慮するとともに住民にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。

□洪水等により水防上必要がある場合には水防警報を水防管理者に伝達し、これに基づき水防団・消防機関等が出動等を行うものとする。

□2以上の都府県にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上大きな損害が生ずるおそれがあるものについて、洪水のおそれがあるときは、気象庁と共同して水位又は流量を示してその状況を関係都道府県知事に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知徹底させるものとする。

るよう働きかけるものとする。

□防災に関する講演会、シンポジウム等の開催やキャンペーン運動を適宜実施するとともに、関係団体等との共催等についても参画するものとする。

□地域の実情に応じて、災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。

□防災知識の普及を図る際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第3 人材の育成

□被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、砂防ボランティア、地すべり防止工事士、斜面判定士、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団員等の人材の育成及び活用を図るとともに公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

□ダム、堰、水門等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の育成を行うものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 災害発生直前の対策

第1 風水害に関する警報等の伝達

□気象庁と連携し、被害を及ぼす可能性のある洪水、土砂災害危険箇所等の状況を把握し、災害の発生を予想した場合、地方公共団体、関係機関、報道機関等を通じて住民に対し速やかに情報を伝達するものとする。その際、災害時要援護者にも配慮するとともに住民にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。

□水防法に基づき水防警報を行う河川として指定した河川について、水防警報を発令したときには関係都道府県知事に通知するものとする。

□水防法に基づき洪水予報を実施する河川として指定した河川について、気象庁長官と共同して洪水のおそれがあると認められるときは、水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量またははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

□気象庁と都道府県が発表する土砂災害警戒情報を、地方公共団体等が活用できるよう周知するものとする。

□水防法に基づき水位情報周知河川として指定した河川について、当該河川の水位が特別警戒水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

第3編 風水害対策編

第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

□風水害が発生した場合、風水害の規模や被害の程度に応じ、被害情報を迅速、広域的に収集・連絡するものとする。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行うものとする。

第1 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報等の把握、連絡

□大規模な風水害が発生した場合、河川情報システムの情報、テレビ、ラジオ等の一般情報等により、風水害の規模、範囲等について確認するものとする。地方支分部局は、災害対策本部の設置を必要とする規模の風水害が発生した場合、直ちに非常本部等に連絡するものとする。

(2) 被害情報の収集・連絡

□地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、災害発生後、施設被害及び公共機関の運行（航）状況等の情報を迅速に収集、相互に連絡するものとする。地方支分部局は、概括的被害情報、河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、港湾施設への重大な被害に関する第1次情報など緊急に必要な情報を、災害発生後直ちに本省に連絡し、以下順次、内容、精度を高めるものとする。

□本省内外各局は、地方支分部局、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者より所管事務に係る被害状況、応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況、一般被害の状況等を収集し、非常本部等に報告するものとする。

□非常本部等は、所管施設の被害に関する第1次情報等で、緊急に報告を要するものについては、直ちに国土交通大臣をはじめとする幹部に伝達するとともに、総理官邸にも連絡するものとする。

□非常本部等は、本省内外各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ内閣府、総理官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下この編において「政府本部」という。）の設置後は、政府本部に連絡するものとする。

□非常本部等は、関係省庁の被害情報・対応状況、政府としての対応状況等に関する情報を適宜本省内外各局、地方支分部局に連絡するものとする。

□応急対策活動情報に関し、関係機関及び地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

□非常本部等または本省内外各局は、必要に応じ、現地に対して災害に関する情報の収集・連絡等を行う要員を派遣するものとする。

□被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に留意し、現地等における災害対応等に支障をきたさないよう特に配慮するものとする。

(3) 災害対策用ヘリコプター等による情報収集

□地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、衛星通信車、Ku-SAT等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。

第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

□風水害が発生した場合、風水害の規模や被害の程度に応じ、被害情報を迅速、広域的に収集・連絡するものとする。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行うものとする。

第1 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報等の把握、連絡

□大規模な風水害が発生した場合、河川情報システムの情報、テレビ、ラジオ等の一般情報等により、風水害の規模、範囲等について確認するものとする。地方支分部局は、災害対策本部の設置を必要とする規模の風水害が発生した場合、直ちに非常本部等に連絡するものとする。

(2) 被害情報の収集・連絡

□地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、災害発生後、施設被害及び公共機関の運行（航）状況等の情報を迅速に収集、相互に連絡するものとする。地方支分部局は、概括的被害情報、河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、港湾施設への重大な被害に関する第1次情報など緊急に必要な情報を、災害発生後直ちに本省に連絡し、以下順次、内容、精度を高めるものとする。

□本省内外各局は、地方支分部局、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者より所管事務に係る被害状況、応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況、一般被害の状況等を収集し、非常本部等に報告するものとする。

□非常本部等は、所管施設の被害に関する第1次情報等で、緊急に報告を要するものについては、直ちに国土交通大臣をはじめとする幹部に伝達するとともに、総理大臣官邸にも連絡するものとする。

□非常本部等は、本省内外各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ内閣府、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下この編において「政府本部」という。）の設置後は、政府本部に連絡するものとする。

□非常本部等は、関係省庁の被害情報・対応状況、政府としての対応状況等に関する情報を適宜本省内外各局、地方支分部局に連絡するものとする。

□応急対策活動情報に関し、関係機関及び地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

□非常本部等または本省内外各局は、必要に応じ、現地に対して災害に関する情報の収集・連絡等を行う要員を派遣するものとする。

□被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に留意し、現地等における災害対応等に支障をきたさないよう特に配慮するものとする。

(3) 災害対策用ヘリコプター等による情報収集

□地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、衛星通信車、Ku-SAT、CCTV等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。

(略)	(略)
第2 通信手段の確保 □災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。 ・直ちに専用マイクロ回線等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとする。また、専用マイクロ回線等情報通信施設の点検は、電気通信施設の点検に関するマニュアルによるものとする。 ・移動無線電話システム、衛星通信システム、携帯電話、自動車電話等を活用し、緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。	第2 通信手段の確保 □災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。 ・直ちに専用通信施設等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとする。また、専用通信施設等情報通信施設の点検は、電気通信施設の点検に関する基準等によるものとする。 ・移動無線電話システム、衛星通信システム、携帯電話、自動車電話等を活用し、緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。
第5節 災害発生直後の施設の緊急点検 (5) 都市施設 □都市公園等都市施設の点検を実施するとともに、避難地、避難路、防災拠点等となる都市公園においては、消防、救援、避難、応急復旧活動等が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。 (略)	第5節 災害発生直後の施設の緊急点検 (5) 都市施設 □都市公園の点検を実施するとともに、避難地、避難路、防災拠点等となる都市公園においては、消防、救援、避難、応急復旧活動等が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。 (略)
第8節 災害発生時における交通の確保等 第1 道路交通の確保 □通行規制に伴う孤立集落の有無を確認し、その存在が確認されれば、最優先に通行規制解除のための復旧対策を実施するものとする。 □道路施設について早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。 □災害発生時における被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、必要となる道路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保に努めるものとする。 □建設業者等との間の応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。 第2 海上交通の確保 □開発保全航路について、早急に状況調査を行い、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、障害物の除去等を行い、航行の安全確保に努める。 (略)	第8節 災害発生時における交通の確保等 第1 道路交通の確保 □通行規制に伴う孤立集落の有無を確認し、その存在が確認されれば、最優先に通行規制解除のための復旧対策を実施するものとする。 □道路施設について早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。 □災害発生時における被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、必要となる緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保に努めるものとする。 □建設業者等との間の応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。 第2 海上交通の確保 □開発保全航路等について、早急に状況調査を行い、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、障害物の除去等を行い、航行の安全確保に努める。 (略)

第3編 風水害対策編

第11節 二次災害の防止対策

- 二次災害による被害の拡大を防ぐための十分な応急対策を実施するために、災害発生時における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を十分に把握するものとする。また、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、二次災害発生危険性のある箇所の把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報、被災のおそれのある施設等の除去等の措置を講じる。
- 河川、海岸、港湾施設もしくはこれらと効用を兼ねる道路等が被災又は決壊し、流水又は海水の進入により被災施設、被災施設に隣接する一連の施設又はその背後地に大きな被害を与えているため又はその恐れのため緊急に工事を施工する必要がある場合は、仮締切工事又は決壊防止工事を実施するものとする。
- 地盤の緩み等による二次的な土砂災害の危険性が高まっている箇所について、必要に応じ砂防ボランティアや斜面判定士の協力を得る等して、二次的な土砂災害の危険性に関して調査点検を実施するとともに、その結果に基づき計画的に土砂災害防止対策を行うものとする。

第13節 地方公共団体等への支援

- 地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、または発生のおそれがある場合は、以下の事項について支援を行うものとする。

第1 情報収集、資機材の提供等

- 地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、監督測量船、衛星通信車等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、当該地方公共団体等への災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。
- 地方運輸局等は交通施設等の被害状況、公共交通機関の運行（航）状況等の応急対策を講じるために必要な情報の収集を速やかに行うとともに、適宜、地方公共団体等に伝達し、情報の共有化を図るものとする。
- 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の提供を行うものとする。
- 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災アドバイザー等の専門家の派遣を行うものとする。

第2 避難活動

- 地方公共団体等による適切な避難誘導が行われるように、災害、避難地、避難路の状況、土砂災害危険箇所の所在等の情報の住民への速やかな伝達に関して、必要な指導・助言等を行うものとする。
- 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況等を確認の上、適切に対処するものとする。

第3 応急仮設住宅の建築支援等

- 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達について、被災都道府県より政府本部

第11節 二次災害の防止対策

- 二次災害による被害の拡大を防ぐための十分な応急対策を実施するために、災害発生時における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を十分に把握するものとする。また、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、二次災害発生危険性のある箇所の把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報、被災のおそれのある施設等の除去等の措置を講じる。
- 河川、海岸、港湾施設もしくはこれらと効用を兼ねる道路等が被災又は決壊し、流水又は海水の進入により被災施設、被災施設に隣接する一連の施設又はその背後地に大きな被害を与えているため又はその恐れのため緊急に工事を施工する必要がある場合は、仮締切工事又は決壊防止工事を実施するものとする。
- 地盤の緩み等による二次的な土砂災害の危険性が高まっている箇所について、必要に応じ砂防ボランティア、地すべり防止工事士や斜面判定士の協力を得る等して、二次的な土砂災害の危険性に関して調査点検を実施するとともに、その結果に基づき計画的に土砂災害防止対策を行うものとする。

第13節 地方公共団体等への支援

- 地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、または発生のおそれがある場合は、以下の事項について支援を行うものとする。

第1 情報収集、資機材の提供等

- 地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、監督測量船、衛星通信車等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、当該地方公共団体等への災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。
- 地方運輸局等は交通施設等の被害状況、公共交通機関の運行（航）状況等の応急対策を講じるために必要な情報の収集を速やかに行うとともに、適宜、地方公共団体等に伝達し、情報の共有化を図るものとする。
- 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として地方公共団体等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の提供を行うものとする。
- 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくは斡旋を行うものとする。

第2 避難活動

- 地方公共団体等による適切な避難誘導が行われるように、災害、避難地、避難路の状況、土砂災害危険箇所の所在等の情報の住民への速やかな伝達に関して、必要な指導・助言等を行うものとする。
- 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況等を確認の上、適切に対処するものとする。

第3 応急仮設住宅の建築支援等

- 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達について、被災都道府県より政府本部

第3編 風水害対策編

を通じて、又は直接要請があった場合には、速やかにとるべき措置を決定し、政府本部及び被災都道府県に通報するとともに、関係業界団体等に対し、必要な資機材の供給要請等を行うものとする。

□**都市基盤整備公団**保有地、都市公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供について助言を行うものとする。

(略)

第14節 被災者・被災事業者に対する**処置**

第1 被災者等への対応

□地方整備局等は、必要に応じ被災者及びその家族の対応に専任する要員を配置するとともに、関係機関が災害救助法等に基づいて行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行うものとする。

□本省及び地方支分部局等の管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、地方公共団体と協力し、被災者の受入に努める。

□関係公共機関、関係事業者に対しその管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、必要に応じ地方公共団体と協力し、被災者の受入れを要請する。

□被災地方公共団体からの依頼に基づき、自らまたは所管の特殊法人が管理する土地、施設を被災者等の仮設住宅用地、宿泊施設等として提供しよう努める。

□被災地方公共団体から関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテルを活用した宿泊施設や炊事・入浴サービスの提供等を要請できるよう必要な情報提供を行う。

□また、被災地方公共団体と関係公共機関、関係事業者の間で支援措置の実施に係わる交渉が円滑に行われるよう、必要な指導・助言を行う。

第2 被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供

□被災地の状況に鑑み、必要に応じ、車検の有効期間の延長、近隣の陸運支局での車検の実施、**海技従事者**国家試験の受験地の変更等被災地の住民に対し、交通行政サービスに係わる特例措置を提供しよう努める。また、被災地以外の地域での営業活動を認めるなど被災地の事業者に対し、免許制度等に係わる法令の弾力的運用を行うよう努める。

第15節 災害発生時における広報

□一般住民や被災者の家族等のニーズを十分把握し、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、公共交通機関の運行(航)状況、交通規制・迂回路等の道路状況等、住民や被災者等に役立つ**正確かつきめ細やかな**情報をマス・メディア、インターネット等を通じて適切に提供するものとする。また、被災者等から、これらの情報について問合せがあった場合に的確な対応ができるよう努めるものとする。

(略)

を通じて、又は直接要請があった場合には、速やかにとるべき措置を決定し、政府本部及び被災都道府県に通報するとともに、関係業界団体等に対し、必要な資機材の供給要請等を行うものとする。

□**都市再生機構**保有地、都市公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供について助言を行うものとする。

(略)

第14節 被災者・被災事業者に対する**措置**

第1 被災者等への対応

□地方整備局等は、必要に応じ被災者及びその家族の対応に専任する要員を配置するとともに、関係機関が災害救助法等に基づいて行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行うものとする。

□本省及び地方支分部局等の管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、地方公共団体と協力し、被災者の受入に努める。

□関係公共機関、関係事業者に対しその管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、必要に応じ地方公共団体と協力し、被災者の受入れを要請する。

□被災地方公共団体からの依頼に基づき、自らまたは所管の特殊法人が管理する土地、施設を被災者等の仮設住宅用地、宿泊施設等として提供しよう努める。

□被災地方公共団体から関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテルを活用した宿泊施設や炊事・入浴サービスの提供等を要請できるよう必要な情報提供を行う。

□また、被災地方公共団体と関係公共機関、関係事業者の間で支援措置の実施に係わる交渉が円滑に行われるよう、必要な指導・助言を行う。

第2 被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供

□被災地の状況に鑑み、必要に応じ、車検の有効期間の延長、近隣の陸運支局での車検の実施、**海技士**国家試験の受験地の変更等被災地の住民に対し、交通行政サービスに係わる特例措置を提供しよう努める。また、被災地以外の地域での営業活動を認めるなど被災地の事業者に対し、免許制度等に係わる法令の弾力的運用を行うよう努める。

第15節 災害発生時における広報

□一般住民や被災者の家族等のニーズを十分把握し、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、公共交通機関の運行(航)状況、交通規制・迂回路等の道路状況等、住民や被災者等に役立つ情報をマス・メディア、インターネット等を通じて**迅速・適切**に提供するものとする。また、被災者等から、これらの情報について問合せがあった場合に的確な対応ができるよう努めるものとする。

(略)

第 3 章 災害復旧・復興 (略)	第 3 章 災害復旧・復興 (略)
----------------------	----------------------